

大阪府で実施する病床数適正化緊急支援事業の概要について

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

事業目的

- ◆ 効率的な医療提供体制の確保を図るため、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行う

事業内容

項目	内容
対象機関・対象事業	<ul style="list-style-type: none">✓以下のいずれか1要件以上を満たす医療機関<ol style="list-style-type: none">令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に、病床数の削減を行う医療機関「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省事務連絡）により、事業計画書の提出をもって削減の意向を示しつつ、令和6年12月17日から令和7年9月30日までに病床の削減を行い、大阪府に対して病床数の変更に関する届出を行った医療機関「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省事務連絡）において、病床を削減予定と報告を行い、現に病床を削減した医療機関✓以下の医療機関は支給対象外<ol style="list-style-type: none">大阪府への申請日時点において、入院医療の受け入れを行ってない場合、もしくは削減により、入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合令和9年3月31日時点において廃院する予定の場合令和9年3月31日時点において事業譲渡等を行う予定の場合※ ①及び②に該当する場合において、地域における協議等を経て当該地域における医療提供体制に支障がないと認められたものに限り、支給対象となる場合がある。
支給額	<ul style="list-style-type: none">✓4,104千円/床（ただし、休床の場合は、2,052千円/床）※ 病床機能再編支援事業（単独支援給付金支給事業）による給付金の支給を受けていた場合は、差額のみ支給
算定から除外される病床	<ul style="list-style-type: none">✓以下の病床削減については算定対象外<ol style="list-style-type: none">産科、小児科病床の削減（分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）同一開設者による病床融通事業譲渡による削減病床種別の変更によるもの（病床数の減を伴わないもの）感染症予防法に基づく医療措置協定を締結した医療機関の協定締結した病床又は協定を締結した病床数が確保できない程度の病床（※令和7年12月16日から令和9年3月31日までの間に、医療措置協定を解約した場合又は協定に基づく確保病床数を削減した場合を指す。）特例病床を有する医療機関で、休床等により、許可内容の用途で活用していない病床がある場合で、該当の特例病床等の削減を行わない場合、全ての削減した病床既存病床の算定から除外される病床回復期病床をはじめ、全ての病床削減について、保健医療協議会における合意等が得られなかった病床※ 令和7年度の大阪府における病床数適正化支援事業の支援対象となった病床については、算定対象外
申請書の記載・地域における協議等	<ul style="list-style-type: none">【申請書の記載】✓以下の内容に関する記載を求める<ol style="list-style-type: none">病床削減する病棟の病棟名、削減病床において算定している入院料、削減病床にかかる入院患者数・病床稼働率、許可病床数、小児・周産期病床の該当有無 等既に削減済の病床については、過去の協議会での合意状況（例：令和●年度協議会で合意済み 等）✓以下について、地域の医療提供体制に支障を来さないことを、チェックボックスによる確認および具体的な対応状況の記載（自由記載）により求める<ol style="list-style-type: none">産科・小児科病床を削減する場合、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さないような対応を確認。回復期病床をはじめ、その他全ての病床について、圏域の医療体制を踏まえ、当該医療機関が現行の医療機能を継続的に提供できるか、支障を来さないような対応を確認。<申請書での確認事項><ul style="list-style-type: none">これまで担ってきた医療機能の継続的な提供の可否継続的提供が困難な場合、代替する在宅・外来医療等による対応、他医療機関での患者受入れに係る調整状況等特に、回復期病床については、現行の地域医療構想において不足する機能と見込まれており、削減するにあたり、地域の将来需要も踏まえて慎重に検討し、削減理由を記載すること。とりわけ、自院に他の機能の病床がある場合、優先的に回復期以外の病床を削減することができないか、できない場合はその理由等について記載すること。✓現在締結している医療措置協定に影響が出ないことを、チェックボックスによる確認により求める。【地域における協議等】✓全ての申請について、上記申請書での確認事項をもとに、回復期をはじめとする将来の医療需要等も踏まえ、保健医療協議会等での議論等（関係団体への意見聴取等）を行うものとする。※ 申請内容に応じ、申請機関に対し、個別に申請内容等に関するヒアリングを実施することがある。※ 申請内容については、原則として公表するものとする。

※以上は概要であり、詳細は必ず、補助金実施要綱等をご確認ください